

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日：平成29年7月5日)

開催日及び場所		平成29年6月26日(月) 関東森林管理局 2階小会議室			
委員		紺 正行(委員長・弁護士) 川野 由夫(税理士) 関口 雅弘(ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成29年1月1日～3月31日			
審議対象案件		122件	うち、1者応札案件 28件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		6件 (抽出率 4.9%)	うち、1者応札案件 1件 (抽出率 3.6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0.0%) 0件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	うち 1者応札 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約	0件			
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		0件		
	物品・役務等	一般競争	3件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし		
随意契約(その他)		0件			
(特記事項) 高落札率案件及び低落札率案件を抽出して審議					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等		
	<p>○OA002の治山工事について、落札率が高くなった分析として技術的に難度が高く、安全上も配慮を必要とする工事であるとしているが、その分経費がかかり増しになったと理解してよいか。</p> <p>○ケーブルクレーンについては任意仮設であり、原則設計変更の対象としていない…とあるが、これはどういうことか。</p>		<p>○そうである。</p> <p>○あらかじめこちらで指定したものではなく、業者の判断に委ねているものであり、仮に設置したとしても契約額には加味しないということである。</p> <p>○技術的に難度が高く、安全上の配慮が必要とあるように、地形が厳しい現場であることは確かである。そのような現場で予定価格を削ってまで仕事を取りに来るという選択をしなかったものと考えられる。 技術的に難度が高くなると、当然、経費もかかり増しとなってくる。</p>		

	<p>○実質競争者数1となった原因として、仮設工事の考え方の差や仮設工事以外の個別工種の価格差を分析しているが、どう捉えたらよいか。</p>	<p>○ほぼ工種内容に即した積算をしてきた者が2者、仮設工事の考え方が異なった者が2者あったということになる。 実質競争者数1とはいうものの、応札額だけを見れば、2番札の業者も的確な見積りをしてきたと言える。</p>
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○B024の林道工事について、再度入札を繰り返したことは、応札業者にはわからない仕組みとなっているのか。</p> <p>○通常、再度入札の執行は3回を限度としているようだが、本事業が補正予算による発注であること、また、入札執行官が再度入札の執行を認めることとの関係はどう解釈したらよいか。</p> <p>○補正予算だから再度入札を認めているということか。</p> <p>○建設工事の入札執行回数は原則2回を限度とし、執行したとしても3回までとしている、とあるが、これはどういうことか。</p> <p>○応札額の下げ方(金額の刻み方)を見る限りでは、だいたい同じ幅で下げている。 だんだん下げ幅を小さくしていれば、予定価格に合わせようとする意図が見えるが、本件の場合はそのようではないため、結果として、その点は問題ないと思う。</p> <p>○入札心得に再度入札の執行回数を規定しているようだが、法令的には問題はないのか。</p>	<p>○(電子入札システムで実施しているため)各応札業者はわからない仕組みとなっている。</p> <p>○経理課の指導としては、建設工事の再度入札は原則2回までとしている。入札心得にもそのように規定している。</p> <p>例えば、2回入札を執行したが、まだ複数の者の応札が見込めて競争性が確保できる場合、また、本件のように補正予算による事業であり緊急性のあるもの等については、再度の入札を認めている。</p> <p>○そうではない。</p> <p>○競争性の確保という面もあるが、円滑に予算を執行していくという観点もあり、予定価格との差があまりないものや競争者が複数者いることを踏まえた上で、3回目の入札執行を認める場合がある。</p> <p>○再度入札を繰り返していけば、値踏み状態となり、適正な入札執行とならない。適正な再度入札の執行について、各署等に指導していきたい。</p> <p>○各省庁の入札心得にも同様の規定があることを確認しているが、何回まで執行してはいけないという決めはない。 建設工事については、原則2回までとしているが、一般的な役務・物品契約の入札においては電子入札を採用していないため、その都度、入札会場で判断することになる。</p> <p>予決令(予算決算及び会計令)においては、再度入札の回数について制限はない。</p>
	<p>○F001の設計業務について、入札執行調書を見る限り、各社の応札額にばらつきがある。予定価格は適正だったのか。</p> <p>安く契約できるのは、税金の使用という点では良いのだろうが、他方、この業界で働く労働者の雇用条件等が担保されなければ、優秀な人材が集まってこなくなるのではないか。</p>	<p>○予定価格については、官庁営繕業務の積算要領に基づいて算出しており、適正であると考えている。 参加要件にあるとおり一級建築士の資格を持っており、当局の競争参加資格があれば入札に参加できるため、制限は比較的緩くしている。</p> <p>CLT材を採用した設計という条件を設定しており、CLT工法にかかる強度基準が公表されて国土交通省への申請手続が不要になったという背景もあり、各業者が本設計を手がけてみたいという意向が強く働いたと考える。</p> <p>本業務に特に興味を持っていたのが1番札と2番札の業者であり、一度実績を作れば、後の同種業務に生かせるというメリットがあった。 1番札の業者(契約者)に後日聞き取りをしてみたところ、応札額に違算があり、2番札の応札額程度が適当であったとの話であった。</p> <p>なお、成果物については、問題なく納品されている。</p>

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○N004の造林事業について、落札したのは静岡県の業者であるが、現場のある群馬県まで作業員が来ることになるのか。それとも現場の近くで作業員を雇用するのか。</p> <p>○会社の所在地と現場の位置関係からすると、現場に近い方が有利と考えられるが、本件場合は逆となっている。事業効率等のメリットを上回る何かがあったのか。</p> <p>○地元の業者にとっては、(こういった広域事業者が入ってくると)刺激となり、より一層競争原理が働くという理解でよいか。</p> <p>○チェンソーがあれば作業ができるということだが、(契約額の低さから)労働者にしわ寄せがいくといったことはないか。</p> <p>○本件の調査基準価格はどのくらいか。</p> <p>○調査(低入札調査)はどういったことをするのか。</p> <p>○見方によれば、地元の業者は仕事があるので、コスト面で有利であっても無理をしてまで落札しようとしなないと考えられるが、どうか。</p> <p>○履行期間との関係はどうか。</p> <p>○最低制限価格は設けていないのか。</p>	<p>○作業員はその会社が抱えている者である。簡易な宿泊施設を確保して、現場に通っていると聞いている。</p> <p>○静岡県や北陸の業者の中には、自社で抱えている作業員を(広域に)移動させながら仕事をとっているところがある。 このため、地元の業者よりも競争に慣れているという面もある。</p> <p>○そうである。</p> <p>○特別難しい技術を要するわけではないため、競争が働きやすくなっている。また、仕事を確保することを第一とすれば、より一層競争が働くことになる。</p> <p>○6,714,600円である。(予定価格の6割) 調査基準価格を下回る応札額となったため、その額で履行できるかを調査した上で契約している。</p> <p>○当該事業者の雇用形態や資金力といったものを調査する。</p> <p>○そのとき会社が抱えている仕事量が大きく影響する。 仕事のない時期に事業の発注があると、距離が遠くても仕事をとりたいという意向が働く。</p> <p>○履行期間を設定しているが、短期間で作業を終わらせることについて問題はない。 本事業(除伐・除伐2類)は、下刈りのように適期がないため、仕事をストックしておき、履行期間の中で融通を利かせることができる。</p> <p>○最低制限価格は設けていないが、調査基準価格を設定し、当該価格を下回れば低入札調査を実施して、履行確実性を確認している。</p>
	<p>○O005の森林環境保全整備事業について、この『生産』とは具体的にどういったことをするのか。</p> <p>○落札業者はどういった業種の会社か。</p> <p>○毎年、同じように事業をしているのであれば、予定価格がだいたい同じにはなるのではないか。</p> <p>○予定価格は事後公表しているのか。 次回発注する事業とほとんど予定価格変わらないケースも出てくるかと思うが、どうか。</p> <p>○手持ちの仕事を抱えていた場合、履行できないリスクがあるため、入札に参加しない業者もあるようだが、実際はどうか。</p>	<p>○木を伐って(間伐をして)、丸太を生産する事業である。</p> <p>○林業も兼業する土木・建設業の会社である。 6、7年前頃から、『林建共働』ということで、林業の担い手不足の解消に向けて建設業者の林業への参入を促す動きがあった。落札業者は平成25年頃から国有林の事業に参画している。</p> <p>○発注面積や現場条件が異なるため、まったく同じということにはならない。 発注する作業種が同じであれば、ある程度価格を類推できることもあり、そこに事業地の地形条件を加味した見積りがなされる。</p> <p>○そういったケースも考えられるが、あわせて他の作業種も発注しているため、一概には言えない。 仮にまったく同じ作業や面積で発注するケースがあれば、避けなければならない。</p> <p>○本件は補正予算による事業で、入札が1月初旬となっており、着手はそれ以降であった。 時期としては、各業者ともに既に他の仕事を抱えており、手を出しにくい状況にあった。</p>

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>OP006の有害鳥獣捕獲請負事業について、事業内容は具体的にどういったものであるか。</p> <p>○予定価格の積算はどのように行うのか。</p> <p>○予定価格の設定が高すぎて、結果的に契約額が低くなったと考えられるが、どうか。</p> <p>○経験を積みたいという意向が強くなるのであれば、総合評価の点数が低い業者が、がんばって受注しようとするようになるかと思うが、そうでもないのか。</p> <p>○工事とは違い、原価の読み方が難しいかと思うが、どうか。</p> <p>○捕獲技術の実地訓練や技術の継承はしていないのか。</p> <p>○事業者が増えていく中で、(事業者の適格性を)書面だけで判断するのはいかがなものか。</p>	<p>○くくりわなを使用してシカを捕る事業である。国有林においては、平成28年度は5署等で請負事業として発注している。</p> <p>○くくりわなを用いる場合は、作業員の出役日数やわなの購入費、捕獲したシカの処分費等を積み上げて算出している。</p> <p>○シカの捕獲事業を安全に、効率的に実行するということを考えた場合、確かにこの金額では厳しいと思う。契約担当官の分析にもあるとおり、今後捕獲事業が本格化するため、受注して経験を積みたいという意向があったと考える。</p> <p>○経験だけではなく、他の要素も加味されるため、一概には言えない。</p> <p>○積算に使用する歩掛について、今後、データを蓄積し、より正確なものとしていくことが課題である。</p> <p>○静岡森林管理署においては、富士山麓でシカ被害が顕著なため、4～5年実証事業等を実施している。シカの被害は全国的な問題となっており、国有林に限らず、県単位でも事業者の育成に取り組んでおり、今後、事業者は増えていくものとする。</p> <p>○職員実行でも捕獲をしているが、職員だけでは手が回らず、請負事業としてできないかという検討をしてきたところ。ノウハウという点では猟友会が一番かと思うが、高齢化が進んでいるため、今後の受け皿をつくる必要がある。本事業は、狩猟免許をもっている者を条件にしているため、適格性は担保できている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成29年 6月26日(月) 関東森林管理局2階小会議室			
委員	紺 正行(委員長・弁護士) 川野由夫(税理士) 関口雅弘(ジャーナリスト)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H . .			H . .
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				